平成２８年（フ）第２６２号
福井県丹生郡越前町栃川第40号１番地４
債務者　小原　昭彦
１　決定年月日時　平成28年12月22日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神田　芳和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月11日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５９５号
埼玉県久喜市吉羽３丁目１番地21　Ｈ号棟
債務者　本多　季之
１　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　猪木あすか
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月17日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３７６号
宮崎県東諸県郡国富町大字八代南俣373番地２
債務者　岩本　幸光
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒原　智宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月14日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３０５号
山梨県甲府市古上条町154番地１　101、前住所山梨県笛吹市御坂町国衙71番地　ハイツ梶原102
債務者　山中　　崇（旧姓町永）
１　決定年月日時　平成28年12月21日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１４５号
京都市伏見区下鳥羽中円面田町40番地　ドエルツクマ43号室
債務者　大本　智沙（旧姓五十嵐）
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８９号
京都市南区吉祥院西ノ庄淵ノ西町18番地　デリス西大路Ｎ201号、前住所京都市下京区富小路通松原下る本上神明町462番地　スカイ富小路502
債務者　櫻本　博美
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２７２号
高知県高岡郡佐川町乙4635番地４、申立時の住所高知市朝倉西町１丁目12―３　ジョイハウス102号室
債務者　谷脇友紀子
１　決定年月日時　平成28年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２６号
山形県最上郡舟形町舟形1357番地甲
債務者　沼沢　奈々
１　決定年月日時　平成28年12月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２８年（フ）第３１７号
山梨県甲府市青葉町13番28号　パークヴィラ３―104号
債務者　浅川　大輔
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
徳島県板野郡藍住町東中富字長江傍示１番地１　町営敷地団地Ａ２　６号、旧住所徳島県徳島市八万町橋本313番地の１
債務者　佐々木　孝
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１７号
宮城県栗原市高清水八重壁１番地２
債務者　中鉢　俊幸
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
宮城県栗原市一迫狐崎山崎前33番地１
債務者　佐藤　裕太（旧姓千葉）
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第９６号
山形県長井市草岡1212番地１、前住所山形県西置賜郡飯豊町大字椿3597番地６　コーポラスフェアリーＩ　206号
債務者　後藤　智子
１　決定年月日時　平成28年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第９４３号
堺市堺区出島海岸通２丁11番３号　316号、前住所大阪市阿倍野区王子町４丁目２番19号ナニワ神月マンション202号
債務者　荒木　克枝
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９５６号
大阪府柏原市清州１丁目３番29―305号　メゾン　プチ・フォーレ
債務者　久保田和夫
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９５７号
大阪府柏原市清州１丁目３番29―305号　メゾン　プチ・フォーレ
債務者　久保田敬子
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係